

みんなのダンスフィールド 会費に関する内規

第1条(本内規の範囲)

本内規は、特定非営利活動法人みんなのダンスフィールド(以下当法人という)の会員に適用されるものとする。

第2条(会員及び参加者の区分)

会員及び参加者の区分は以下の通りとする

会員	・当法人すべてのワークショップに参加するもの、且つ当法人の NPO 運営業務に携わるもの ・当法人が行う公演やアウトリーチに参加する権利を有する
----	---

第3条(会費の金額)

会費費は以下の通りとする。

会員	年会費:2,000 円
----	-------------

第4条(会費の徴収)

1. 会費は、原則として、前期の初月(4月)に納める。
2. 会期の途中から会員になるものは、加入月に年会費を納める。
3. 休会するときは、休会期間中の会費の納入は通常会費の半額とする。ただし、原則として、受験、病気、怪我を理由に6か月以上ワークショップを欠席し、なおかつ、事前に申し出があった場合のみに限る。
4. 退会するときは、すでに徴収した会費は払い戻さないものとする。

第5条(会費の未払いについて)

会費の未納入が1年を超えた場合は、退会扱いとする。その際、該当者に対しては事前に退会になることを予告し、滞納月会費の督促を行うものとする。

附則 1. この内規は、令和4年3月5日施行とする。